

災 害 時 助 成 金 募 集 要 項

公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド

共同受託者 株式会社静岡銀行

スルガ銀行株式会社

助成目的

この公益信託は、災害時に設置される静岡県災害ボランティア本部・情報センター（静岡県災害ボランティア本部・情報センターによって設置された市町支援チームを含む。以下、県ボランティア本部）における災害ボランティアの活動に対する助成を行い、もって静岡県内における災害発生時のボランティアの速やかな救援活動に寄与することを目的としています。

助成対象

以下のボランティアによる災害救援活動への助成を初動期（発災から概ね 2 週間）に限り行います。

- (1) 災害救援のため設置される県ボランティア本部の什器備品費と賃借料の助成
- (2) 県ボランティア本部と市町災害ボランティア本部が協議の上、市町災害ボランティア本部が立ち上げ時に必要とし、県ボランティア本部から貸出す必要がある什器備品費の助成
- (3) 県ボランティア本部の代表が認める県ボランティア本部のスタッフ及びボランティアの交通費等と、コーディネート業務に専従する者の人件費（災害救助法による従事者の手当相当）の助成
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

申込資格者

県災害ボランティア本部・情報センターの代表

応募方法

所定の「助成金給付申請書」の必要事項を記入し、事務局へ提出して下さい。

助成金の給付

指定する口座への振込みにより給付します。

報告書の提出

救援活動完了後 2 ヶ月以内に活動結果ならびに用途について事務局あてご報告いただきます。

照会窓口

〒424-8677 静岡市清水区草薙北 2 番 1 号（株式会社静岡銀行 事務サポート部内）

公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド事務局

TEL : 054-345-9101

FAX : 054-345-4071